

経済産業省

輸出注意事項 22 第 22 号
平成 22・05・18 貿局第 2 号

輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインの一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 5 月 26 日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

輸出者等が「明らかなとき」を判断するガイドラインの一部を改正する通達

輸出者等が「明らかなとき」を判断するガイドライン（平成 15 年 4 月 15 日付け平成 15・04・01 貿局第 1 号・輸出注意事項 15 第 18 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドラインの一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（平成15年4月15日 平成15・04・01貿局第1号）

改正案	現 行
<p>輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 記</p> <p>1～15（略） 〔外国ユーザーリスト掲載企業・組織〕</p> <p>16 <u>外国ユーザーリスト（平成22・05・18貿局第1号）</u>に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17・03・30貿局第7号）等を参照のこと）が一致しないこと。</p> <p>17（略）</p>	<p>輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 記</p> <p>1～15（略） 〔外国ユーザーリスト掲載企業・組織〕</p> <p>16 <u>外国ユーザーリスト（平成21・07・21貿局第3号）</u>に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17・03・30貿局第7号）等を参照のこと）が一致しないこと。</p> <p>17（略）</p>